

【計画の趣旨】

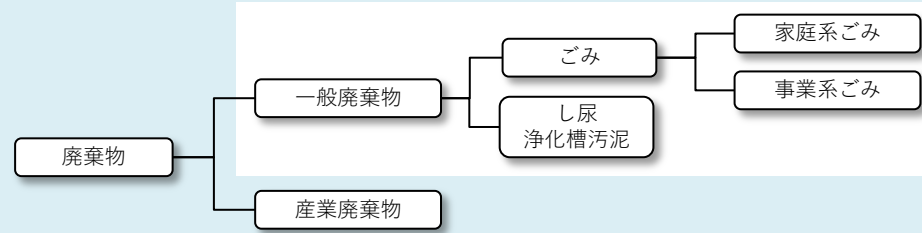
従来の社会の在り方やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築に向けて、取組を推進していく。

【計画の期間】

令和3年度～令和7年度

【計画の範囲】

廃棄物処理法に定める一般廃棄物とする。



【ごみ処理基本計画】

基本方針

- (I) 4Rの推進 (II) 適正処理の推進 (III) 普及啓発・環境教育の推進 (IV) 地域循環共生圏の形成

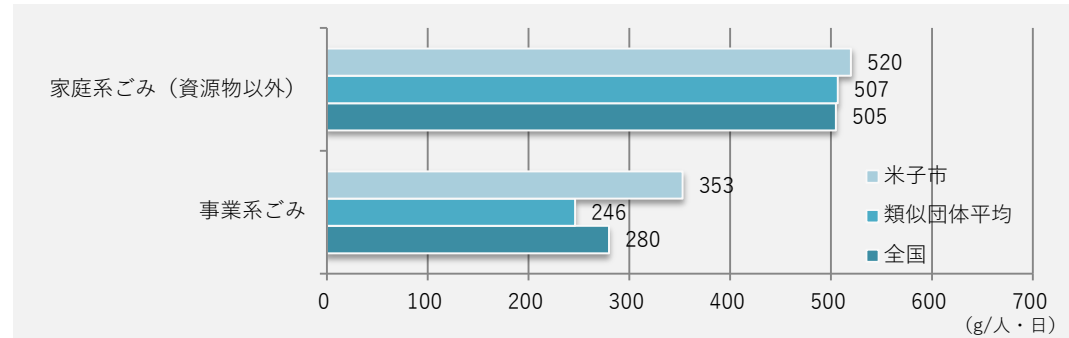
主な課題

家庭系ごみ
(資源物以外)の減量

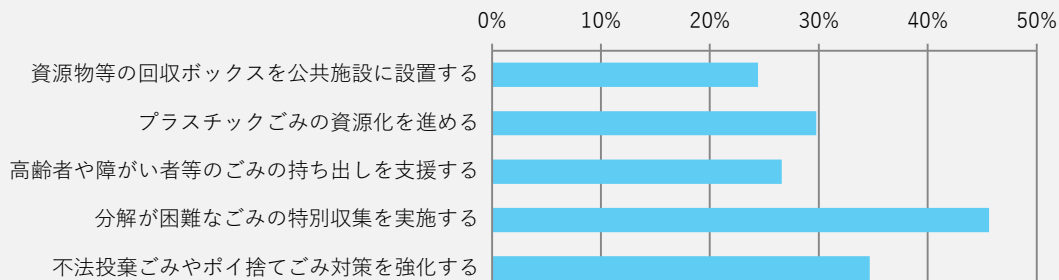
小型家電
リサイクル
の周知

食品ロスの
削減

事業系可燃
ごみの減量



「今後必要だと思う市の取組 (上位5項目)」 (R1年度市民アンケート結果)



現状に即した
収集体制
の構築

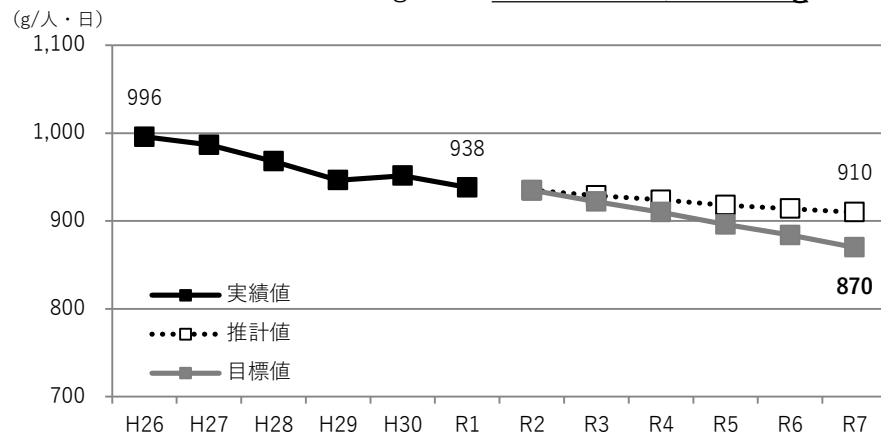
高齢者・
障がい者
対策

分解が困難
なごみの
特別収集

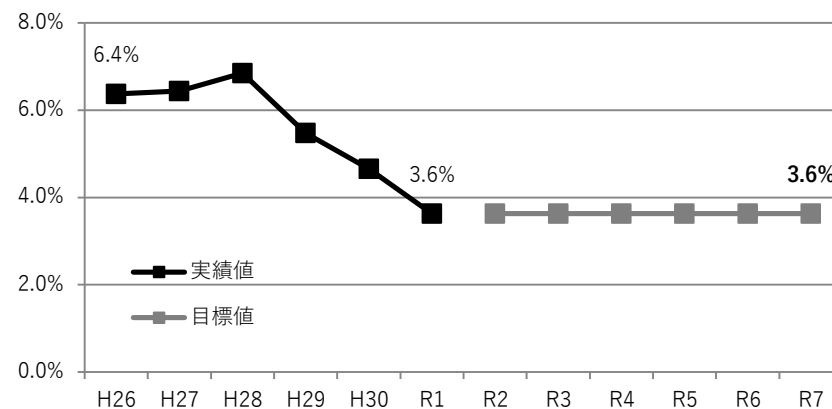
不法投棄・
ポイ捨て
対策

数値目標

● 1人1日当たりのごみ排出量

令和元年度実績値 938g ⇨ 令和7年度目標値 870g

● 最終処分率

令和元年度実績値 3.6% ⇨ 令和7年度目標値 3.6%

※その他主な参考指標 ○リサイクル率 ○家庭系可燃ごみに含まれる資源物の割合 ○廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量 ○ごみ処理に係る経費 など

主な施策

家庭系ごみ対策

- ・ワンウェイプラスチックの削減
- ・生ごみの水切りの周知
- ・具体的な分別方法の周知による分別の徹底
- ・小型家電リサイクルの周知

事業系ごみ対策

- ・業種別ごみ減量・資源化マニュアルの作成
- ・優良事業者認定制度の導入

食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】

- ・期限表示の正しい理解についての啓発
- ・「食品ロスダイアリー」等の普及啓発

本市の実情に応じたごみ処理システムの構築

- ・収集量に見合った収集体制、収集回数の検討
- ・混合粗大ごみ回収モデル事業の実施
- ・高齢者ごみ出し支援システムの導入

その他の施策

- ・普及啓発・環境教育の推進
- ・災害発生時の災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理
- ・不法投棄・ポイ捨ての未然防止及び対策事例の収集
- ・海岸漂着物の円滑な回収、運搬、処分

各主体の主な役割

●市民の役割

- ・無駄なものを買わない
- ・食品ロスの削減に努める
- ・市の分別区分に応じて、適正にごみを排出する
- ・不法投棄・ポイ捨てにより環境を汚染しない

●事業者の役割

- ・廃棄物の排出抑制に努める
- ・分別に努めるとともに、適正処理を図る

●許可業者の役割

- ・排出事業者に対し、適切な助言を行う
- ・非常災害時には、災害廃棄物処理に協力する

●市の役割

- ・各種施策に取り組むほか、適切に普及啓発・情報提供等を行い、市民や事業者の自主的な取組を促進する
- ・率先して排出抑制・適正な循環的利用に努める

【生活排水処理基本計画】

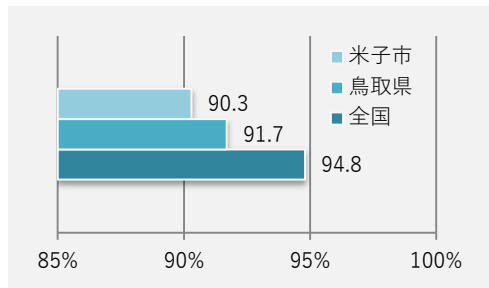
基本方針

(Ⅰ) 生活排水処理施設整備の早期概成 (Ⅱ) 啓発の推進 (Ⅲ) し尿くみ取りの安定的な実施

主な課題

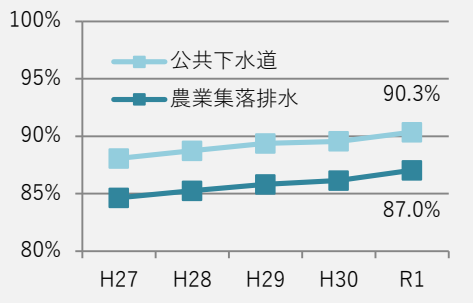
汚水処理人口普及率の増加

汚水処理未普及地域の早期解消



水洗化率

浄化槽の適正な維持管理



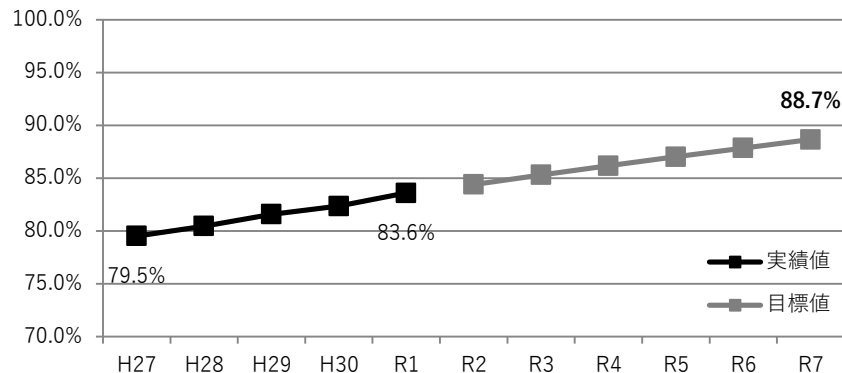
くみ取りし尿の収集・運搬体制

浄化槽の適正な維持管理

数値目標

●汚水衛生処理率

令和元年度実績値 83.6% ⇨ 令和7年度目標値 **88.7%**



主な施策

公共下水道

- ・ 年当たり平均60ヘクタールの整備の実施

農業集落排水

- ・ 水洗化率の向上のための一層の普及促進

合併処理浄化槽

- ・ 公共下水道の早期整備が困難な地域での普及促進
- ・ 適正な維持管理の指導

し尿の適正処理の確保

- ・ 最適な収集・運搬体制の検討

【計画の進行管理】

毎年度の施策の取組状況及び目標値の達成状況について、広報やホームページ等で公表する他、審議会に報告し、必要に応じて施策の見直し・改善を行う。

